

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険は、他の健康保険に加入されない方が加入する健康保険制度で、加入者の方が病気やけがをしたときにかかる医療費への保険給付が主な支出です。加えて、75歳以上の方等が加入する後期高齢者医療制度への支援金や、介護保険制度への納付金（40歳から64歳までの加入者の方が負担）等を支出しています。これらの財源として、国・県・市からの法定の支出金や他の健康保険からの交付金（前期高齢者交付金等）等を充てますが、不足する部分は国民健康保険税として加入者の方からご負担をいただいています。

佐渡市の国民健康保険は、加入者が年々減少する一方、高齢化に伴い一人当たりの医療費や後期高齢

者支援金、介護納付金も増加傾向にあります。また、財政調整のための基金や繰越剰余金もわずかなため、財政運営は極めて厳しく、大幅な税負担増が避けられない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成25年度国民健康保険税については、急激な負担増を抑えるため、昨年度同様、市の一般会計から財政支援を受けて税率を改定しましたが、昨年度に続いて税率の引き上げとなります。

保険税の確保や保健事業の取り組み等を通じ国民健康保険制度の安定運営に努めてまいりますので、加入者皆様のご理解とご協力をお願いします。

■平成25年度国民健康保険税率が決定しました

今年度の税率は以下のとおりです。（年度途中で、加入・脱退した場合は月割計算となります。）

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 8.36%	国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 3.45%	40歳から64歳の国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 3.29%
均等割額	国保加入者1人につき 18,200円	国保加入者1人につき 10,600円	40歳から64歳の国保加入者1人につき 12,000円
平等割額	国保加入世帯1世帯につき 16,700円		
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

(※) 課税標準額＝前年の総所得金額－基礎控除額 33万円

■平成25年度の納税通知書・特別徴収開始通知書を8月15日に送付します

納税通知書等がお手元に届きましたら、必ず開封して内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

特別徴収開始通知書は、年金からの天引き額のお知らせですので、通知書にて保険税を納付する必要はありません。

■特別徴収を口座振替に変更できます

国保に加入している方全員（世帯主含む）が65歳以上75歳未満で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくこととなりますが、申出により口座振替に変更することができます。

市役所窓口で納付方法変更申出書を提出していただくほか、金融機関等の窓口で口座振替の申し込みが必要となります。

注意事項

- 随時、申出をお受けしていますが、申出時期により口座振替への切替え時期が異なります。
- 納付状況によって口座振替への変更をお受けできない場合がありますのでご了承ください。
- 口座振替へ変更後、滞納が生じた場合は特別徴収へ切り替わります。